

(1) 特別支援学校のセンター的機能充実事業

団体名	国立大学法人 鳴門教育大学
-----	---------------

【事業概要】

1. 事業実施前の現状と課題

(1) 本学附属特別支援学校の現状

本学附属特別支援学校（以下、附属と称す。）は徳島市にあり、知的障害を対象種とする特別支援学校で、小学部 18 名、中学部 18 名、高等部 24 名、計 60 名の児童生徒が在籍している。教職員数は、校長、教頭、指導教諭、養護教諭、教諭 26 名、非常勤講師 2 名の計 32 名である。平成 26 年度より本モデル事業を受託し、外部専門家の活用により校内教員の専門性の向上を図るとともに、地域における発達の気になる幼児児童生徒への相談支援の充実を図る取り組みを深めてきた。具体的には、9 小事業に分けて、附属に設置している発達支援センター（以下、センターと称す。）が中心となり、附属教員と外部専門家の連絡調整等を図り実施した。小事業は次のとおりである。

【小事業 1】発達支援教室－特別支援教育士による通級的指導－

【小事業 2】発達の気になる幼児への来校型支援（すぎのこ教室）

【小事業 3】臨床心理士を活用した校内外の幼児児童生徒へのサポート

【小事業 4】言語聴覚士、作業療法士、理学療法士を活用した校内外の幼児児童生徒へのサポート

【小事業 5】就職アドバイザーを活用した校内外の生徒の就労移行支援

【小事業 6】本学名誉教授の研修協力による教育課程及び学校研究の改善

【小事業 7】協力大学教員による ICT 教育機器の活用研修

【小事業 8】公開研修会の開催

【小事業 9】本校教員の研修参加を通じた校務上及び個人の指導、支援の資質向上

教員とは違う観点から対象児の課題の把握を基にした外部専門家（臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、特別支援教育士等）の助言内容は、附属教員の新たな気づきとなり、授業や相談活動における資質の向上につながるものであった。

(2) 平成 26 年度モデル事業実践における課題

本事業実施初年度であり相談支援に係る活動の一環として位置づけ、事業実践に関してはセンターが中心に企画・立案し、教職員の派遣等の連絡調整を行い実施した。しかし、教員派遣を伴う取り組みを実施する上では、各学部との調整も必要であり、センター教員に係る負担が大きかった。訪問相談や外部専門家による校外支援随行等に関しても結果的にセンター教員が中心となってしまった。主な課題としては次の 4 点が挙げられる。

① 訪問型相談支援に附属教員が対応できるよう各学部における体制を構築するため、クラスの集団化を見据えた教育課程について継続研究する必要がある。

② 実践してきた「知的障害特別支援学校における自立活動」と外部専門家の専門性をリンクさせるため、個々の教員の資質向上に向けた組織運営や研修体制についてさらに見直す必要がある。

③ 運営がセンター主導となったことを改善し、学部主事と発達支援センター長で構成する主事会において事業運営の PDCA を行えるよう組織を見直す。

④ 知的障害特別支援学校としての特性を生かし、合理的配慮の観点のうち「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」「学習内容の変更・調整」の2点を重点項目として深める必要がある。

## 2. 事業を通じて得られた成果と課題

平成27年度は、平成26年度に実施した9小事業に、本学特別支援教育専攻教授が附属において実施している発達障害のある就学前幼児の集団参加力の向上を図るプログラムである「わくわく教室」を活用し、【小事業10】として「発達障害幼児への指導研修（わくわく教室見学・大学との連携）」を加えて実践した。

### (1) 学校経営と一体化した組織づくりと外部人材活用の工夫

センター中心の運営から学校全体で取り組む運営へと進めるに当たり、本事業を学校経営方針の重点目標に次のように位置づけ附属教員全体の意識の向上を図った。

- ① 児童生徒の実態とクラスの集団化を見据えた教育課程に基づいた学級経営を図る。
- ② 外部専門家の視点からの情報提供、先進地における取組情報収集等、新たな視点で児童生徒を見つめる力、今日的課題等、個々の教員の資質の向上を図る。
- ③ 地域のニーズに即した特別支援教育のセンター的役割を果たすため、相談支援に対応できる学部体制の構築を図る。
- ④ 個々の児童生徒の合理的な配慮と基本的環境整備の関連を図る。

また、それぞれの事業を【事業1・2（センター）】【事業3（中学部）】【事業4（小学部）】【事業5（高等部）】【事業6（研究部）】【事業7（総務部）】【事業8（地域支援部）】等、外部専門家との連絡調整を各学部や校務で分担し、学校経営と一体化した学校組織全体で取り組んだ。当初は、連絡調整等戸惑いも見られたが、訪問相談や外部専門家の随行研修など、校外支援に出向く教員数も増え、個々の教員の専門性の向上へとつながった。

### (2) 各小事業より得られた成果と課題

小事業1の「発達支援教室」の実践は、徳島市教育委員会教育研究所と連携し、協議の下、前期・後期、各2校の小学校を指定し、定期的に訪問・支援を行った。通常学級在籍の気になる児童に対して、教育相談の一環として通級指導的な個別指導を各10～15回実施した。さらに、指定校の校内体制づくりに向けて、通常学級、特別支援学級、通級指導教室担任と連携し、通級指導教室や特別支援学級入級に向けた就学に係る内容も含め、在籍する児童の指導内容、方法、教材の見直しや個別の指導計画作成等に協力した。そのほか、家庭学習に関する保護者への情報提供、協力校教員への研修協力ができた。この実践では附属教員が特別支援教育士に同行して、実務をしながらのトレーニングを受け、通常学級の発達の気になる子の指導・支援に関する専門性を学ぶことができた。また、通常学級に在籍する発達の気になる児童生徒に対する指導のポイントについて特別支援教育士による講義、ワークショップ形式の校内研修へとつながった。各指定校においては、学習や生活上の困難を感じながらも通常学級在籍しか考えていなかった保護者が特別支援教育を受ける考えに変わったり、通常学級に在籍しつつ病院で診断を受け投薬による行動調整がなされたりという結果が得られた。文部科学省が示す連続する多様な学びの場を見たとき、その仕組みに意図されたカスケード（滝のような流れ）が機能するためには、通級による指導を軸にした支援が有効であると考えられる。

小事業2の「すぎのこ教室」の実践では、就学前の幼児に対する支援の専門性を高めることができた。「すぎのこ教室」では個別の支援を行っており、小事業1の「発達支援教室」も個別の支援形態であった。これに対し小事業10の対象である「わくわく教室」は幼児5名の小集団で行われており、その実

践を見学することで、個別の支援と小集団への支援を比較しながら研修を行うことができた。

小事業 10 では、本学特別支援教育専攻教授が大学院の授業の一環で運営している発達障害幼児に対する支援教室「わくわく教室（週 1 回実施）」の参観を年間通じて実施した。附属教員の約 8 割がそれぞれ、1~2 回の参観を行うことができた。参加する幼児への集団支援技術や保護者支援のノウハウを学ぶとともに、幼児が自己判断して主体的に行動する様子、幼児同士の関わり合いを引き出し発展させていく支援の在り方について学ぶことができた。この参観に対しては、参観した教員が個別にレポートを作成し、レポートに対して必要に応じて担当教授より返信若しくは解説を受け、10 月と 2 月には校内教員向けの事例検討会において指導・助言を受けるなど、具体例を通しての研修につながった。

本モデル事業による人材配当がない通常の校内人事体制で「すぎのこ教室」や「発達支援教室」を引き継ぐ実践を考えた場合、限られた人材で最大の効果を上げるためには次年度以降、小集団に対する支援教室を開設することも視野に入れて支援体制を見直すことが必要である。「発達支援教室」実施の中心であった特別支援教育士からは 2~3 名の小集団で実施可能との所感を得ている。事業 10 のわくわく教室見学については、実践している本学教授の理解と同意を得て教員研修の一環として継続したい。また、単なる見学に留まるのではなく、了解の得られる範囲でわくわく教室運営のサポートを行い、実践的な支援技術向上に向けた取り組みを行いたいと考えている。

小事業 3、小事業 4 では臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士の支援を受け、校内児童生徒の事例研究や教員研修、支援のポイントに関する学部ごとの座談会を実施できた。校外に対しては情緒面や身体の育ちに関するサポートが必要と考えられる幼児児童生徒（多くは幼児~小学校低学年）90 名以上に対して直接的支援が実施できた。ほとんどのケースで本校教員が同行して支援のポイントや所見を記録しながら、相談スキルを向上させる実地研修が実施できた。

次年度以降は臨床心理士等の外部専門家との連携機会が大幅に縮小することを考えたとき、要望が出された個々の子供への直接的支援でなく、園・学校単位で全ての子供に対応しながらスクリーニングの機能を持った支援を行い、個別の支援については精選して行う方策が必要である。臨床心理士が持つ「こころ」の専門性、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士が持つ「からだ」の専門性、特別支援教育士が持つ「まなび」の専門性は相談支援活動を充実するためにはとても重要な要素である。本校教員の専門性の向上として、外部専門家の校外支援で得たような通常学級の子供にも適用できる支援内容を更に充実させていくこと、発達支援教室の実践で得たような通級指導を軸とした支援内容を深めること、特別支援学校本来の専門性を生かした支援内容を充実することなど、階層的で焦点を絞った支援体制づくりが課題として残された。

### 3. 解決策（次年度の取り組み等）

#### (1) 本学附属のセンター的機能の充実を図るために

① 校外から専門家に寄せられた支援要請の 8 割近くが就学前~小学校低学年が対象であったことから、発達支援センターと小学部の共同体制で通常のクラスに適用する「からだ、こころ、まなび」の専門性を更に深め、幼児~低学年児童を中心に支援に当たる。

② センターと小学部の共同体制で、「すぎのこ教室」や「発達支援教室」のノウハウを生かしながら通級指導の在り方を実践的に研修する。また、センター的機能の実践及び研修の場として「わくわく教室」運営のサポートも行う。

③ センター的機能を分掌する地域支援部が、センター的機能の実践を通して特別支援学校の専門性を生かした支援内容を整理し、相談時の充実を図る。

(2) 外部専門家に対する校外からの支援要請に関して

臨床心理士との連携については、アセスメントサポート並びにカウンセリング技術の校内支援への活用に当たって、次年度以降も専門家を確保することが課題となる。本学には臨床心理士養成コース及び生徒指導支援センターに所属している臨床心理士がいる。本学附属と本学教員である臨床心理士との連携し、要請における支援体制を継続することを考えている。また、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士に関して校外からの支援要請は多々あるので、月1回程度の支援を確保して専門性の提供の維持を図りたいと考えている。

4. 事業成果の維持・発展に向けた工夫や取組や方針

本学附属教員の実施した相談及び研修講師派遣は、例年200件程度を維持している。附属学校という規模の小さい学校で、相談支援に対する加配教員もなくその数を維持するためには、学校としては相談に出向ける体制を確立・維持するとともに、相談支援等に対応できる教員としての専門性の向上を常に意識しておく必要がある。障害者の権利に関する条約の批准を受け、障害者差別解消法の施行の時を迎えた今、特別支援教育の専門家として特別支援学校のセンター的機能の充実が欠かせないものとなってきている。

本学附属は、本校で学ぶ児童生徒の教育の充実を図るとともに、センター的機能発揮の更なる充実に向けて地域貢献を高めることを視野に入れ、本学では第三期中期目標・中期計画の中に、附属におけるセンター的機能に関する項目を立て、附属と共々、その充実に努めていきたいと考えている。

【推進地域及び指定校一覧】

推進地域	指定校	
徳島市	1	鳴門教育大学附属特別支援学校
鳴門市		
板野郡		